

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年1月23日(金)午後3時から午後4時45分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第4号 平成26年度第6次農用地利用集積計画(案)について(別冊)	
議案第5号 平成26年度第1号農地利用配分計画原案の意見決定について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
利用権の中途解約に係る通知について	4件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名
(産業振興課)
職員4名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成26年度1月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9番渡邊弘仁委員、10番實川元久委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番、2番、4番及び5番は所有権移転に関する件、
3番、6番及び7番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番から7番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第
3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 3 番 　番号1番と2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

7 番 　番号3番について、譲受人は新規就農者です。営農意欲もあり、農業技術の習得状況からみても問題ないと思われま

9 番 　番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

2 3 番 　番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

2 1 番 　番号6番について、譲受人は番号3番と同一人です。営農意欲もあり問題ないと思われま

8 番 　番号7番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ること

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、専用住宅用地として計画をしていましたが、計画者が転勤や転職、体調不調等により計画を取りやめ、計画地を継承者へ譲渡し、専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 番号1番について、申請地は区画整理事業を実施した区域の中にあり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件でございます。

【議案第3号、番号1番及び2番を議案書を基に朗読】

番号1番は、専用住宅用地として畑計250㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として畑198㎡を祖母から借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 番号1番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、家族が増え手狭となったため、畑計250㎡を譲り受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

9番 番号2番について、申請者は現在両親と同居していますが、仕事柄生活時間が両親と異なることや子供の成長に伴い手狭となったため祖母から畑198㎡を借受け専用住宅を計画するもので、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「平成26年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会会長の報告】

議 長 農地銀行運営委員会会長の報告が終わりました。詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2項に該当すると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号「平成26年度第6次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第4号「平成26年度第6次農用地利用集積計画(案)について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「平成26年度第1号農地利用配分計画原案の意見決定について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会会長の報告】

議 長 農地銀行運営委員会会長の報告が終わりました。なお、本議案には、伊藤秀雄委員が関係する事案となりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、伊藤委員は退席をお願いします

(伊藤委員退席)

議 長 伊藤委員が退席されましたので、詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農地利用配分計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成26年度第1号農地利用配分計画原案の意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号「平成26年度第1号農地利用配分計画原案の意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 伊藤委員が着席されましたので、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約に係る通知について4件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第4号 平成26年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)	
議案第5号 平成26年度第1号農地利用配分計画原案の意見決定について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
利用権の中途解約に係る通知について	4件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年1月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。